

## 円安等対策資金に係る照会回答事例集

平成27年2月1日現在  
島根県商工労働部中小企業課

### ■資金の仕組みについて

1 この資金の目的は。

A :

県内事業者の経営環境は多くの業種にわたり厳しい状況が継続しており、引き続き資金繰り支援を必要とする。

現行の資金繰り安定化対応資金に、円安等による原材料費高騰により営業利益減等の要件を追加し、これらの影響を受けやすい中小零細事業者の資金繰りを支援する。

### ■様式について

2 融資対象者の要件は、どのように確認することになるか。

A :

原則として、「円安等対策資金融資申込書附属資料（様式第39号または39号の2）」により、商工会議所等が意見書を書く際に要件に合致しているかどうか確認する。（原材料高騰の影響を受けている場合は39号の2を使用する。）

ただし、セーフティネット5号の認定書がある場合は、「円安等対策資金融資申込書附属資料」の提出を不要とする。

3 2年前又は3年前と比較する場合は、どのように記入すれば良いか。

A :

様式「円安等対策資金融資申込書附属資料」の「前年」の部分に二重線を引き、その周辺で記載できるところに2年前又は3年前のいずれの数値を利用したか分かるように記載する。

4 商工会議所等の指導機関とは。

A :

商工会議所、商工会、島根県中小企業団体中央会、商工会連合会、（公財）しまね産業振興財団である。

5 指導機関等の支援体制については、どのように記入すれば良いか。

A :

例えば、「月2回の巡回訪問指導」や、「継続的な経営・税務指導」等を島根県中小企業制度融資意見書（様式第2号）の2. 意見等欄に記載して頂ければよい。

6 原材料価格高騰等とは。

A :

円安による原材料の仕入費用、燃料費用（電気代、ガス代含む）の増のほか、高速道路料金等運送費の増やその他のコスト上昇を含む。

■数値の計算方法について

7 最近3ヶ月の売上高等の比較により難しい場合はどうか。

A :

建設業や不動産業など月別の売上高等の変動が大きく比較しにくい場合や経営上の何らかの問題で月別の数値が把握しにくい事業者にあつては、年間平均売上高等の数値との対比により取り扱うことができるものとする。

この取扱いは、月別の比較ができない場合に限る。

8 最近1ヶ月とは。

A :

直近の月だけでなく、3か月前の月からを対象とする。

例えば、今月が4月の場合、前月の3月とその前年同期の比較か、2月又は1月とそれらの前年同期を比較して営業利益率等の低下が確認できればよい。

9 利益率の計算方法はどのように行うのか。

A :

減少率は、ポイントではなく、パーセントで見る。（率の増減ではなく、率の伸び率を見る。）

例えば、最近3ヶ月の売上高総利益率が30%で、前年同期が32%だった場合には、次のとおりとなる。

$$\frac{32 - 30}{30} \times 100 = 6.7\%$$

6.7% ≥ 3% となり、要件を満たすこととなる。

■取扱期間について

10 取扱開始日及び取扱終了日はいつになるか。

A :

取扱開始日は、窓口である商工団体の申込日が平成27年2月1日以後のものとする。

また、平成28年3月31日までに島根県信用保証協会が保証承諾したものが対象となる。

■融資条件について

11 運転資金が利用できる範囲は。

A :

運転資金の新規分としては、必要な資金を月商の概ね3か月分（特例として6か月分）まで利用できる。6か月分以内の規定を利用する場合は、特に必要と認められる場合であって、融資額についてはより精査したものとし、金融機関等の支援が継続的に確保されることを条件とする。

また、既借入金の借換分として、運転資金を利用することもできる。

運転資金の融資実行可能額は、融資限度額と、新規分と借換分とを合わせた額のいずれか低い方の額とする。

■その他

12 本制度は、責任共有制度の対象となるか。

A :

責任共有制度の対象となる。ただし、セーフティネット5号などの認定がある場合は、責任共有制度の対象外となる。

13 本資金発動に伴い、資金繰り安定化対応資金はどうなるのか。

A :

資金繰り安定化対応資金の取扱は平成27年3月31日までであり、その日までは円安等対策資金と資金繰り安定化対応資金は併存することになる。また、円安等対策資金は平成28年3月31日までの取扱とする。